

パブリック・コメント制度による

# 「富士市犯罪被害者等支援条例（案）」

に対する意見募集の結果について

## 1 意見募集の概要

---

- (1) 意見募集方法 ①富士市ウェブサイトへの掲載  
②市民安全課、各まちづくりセンター、中央図書館での閲覧
- (2) 募集期間 令和3年10月15日（金）～令和3年11月15日（月）
- (3) 意見提出方法 ウェブサイトの送信フォーム・電子メール・郵便・FAX  
担当課への直接提出

## 2 意見募集結果

---

- (1) 意見提出者の数 1 人
- (2) 提出された意見の数 3 件
- (3) ウェブページアクセス件数 98 件
- (4) 意見の反映状況
- 反映する（一部反映を含む） 0 件
  - 既に盛り込み済み 2 件
  - 今後の参考にするもの 0 件
  - 反映できないもの 0 件
  - その他 1 件

令和3年11月

富士市 市民部 市民安全課

「富士市犯罪被害者等支援条例（案）」の  
パブリック・コメントに対する意見及び回答

反映結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できないもの」、「5 その他（案件とは無関係な意見等）」の5区分

No.	ページ	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	1.2	警察には権力を感じ、ぞんざいな対応をされても言い返せません。ましてや性被害に於いては、さらに言いにくい状態です。そこを市（相談窓口）が被害者の代弁者となって、誠意ある対応を促してほしいです。	第1条でも謳われておりますが、犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族である犯罪被害者等は、周囲の無理解や配慮に欠けた対応により間接的な被害を被ることも少なくありませんが、本市では犯罪被害者等の総合的支援窓口である市民安全課を担当窓口として、相談者の心情に寄り添った対応を心がけてまいります。 また、連携を取り合う各関係機関にも同様の対応を求め、犯罪被害者等への支援を行ってまいります。	2 既に盛り込み済み
2	2	富士で被害に遭った市外の人にも、しっかりと対応してほしい（富士のイメージ悪化を招かないためにも）	第7条にありますように、市民以外の方が富士市内で犯罪等の被害に遭った場合につきましては、総合的支援窓口である市民安全課にて相談をお受けし、必要な情報を提供するとともに、被害に遭われた方がお住いの市区町村の犯罪被害者等の総合的支援窓口に確実につなぎ、途切れのない支援を行います。	2 既に盛り込み済み
3		富士駅周辺は、治安が悪いと聞いています。そのような事件が起きないために、環境整備を明文化し、重点的にしてほしいです。	犯罪防止の観点となるため、本条例の内容とは合致しませんが、富士市の防犯体制の強化に対するご意見として、参考とさせていただきます。	5 その他